

社会福祉 しずおか

2015



特集

鼎談

「調査結果と
成年後見制度のこれから」

編集発行



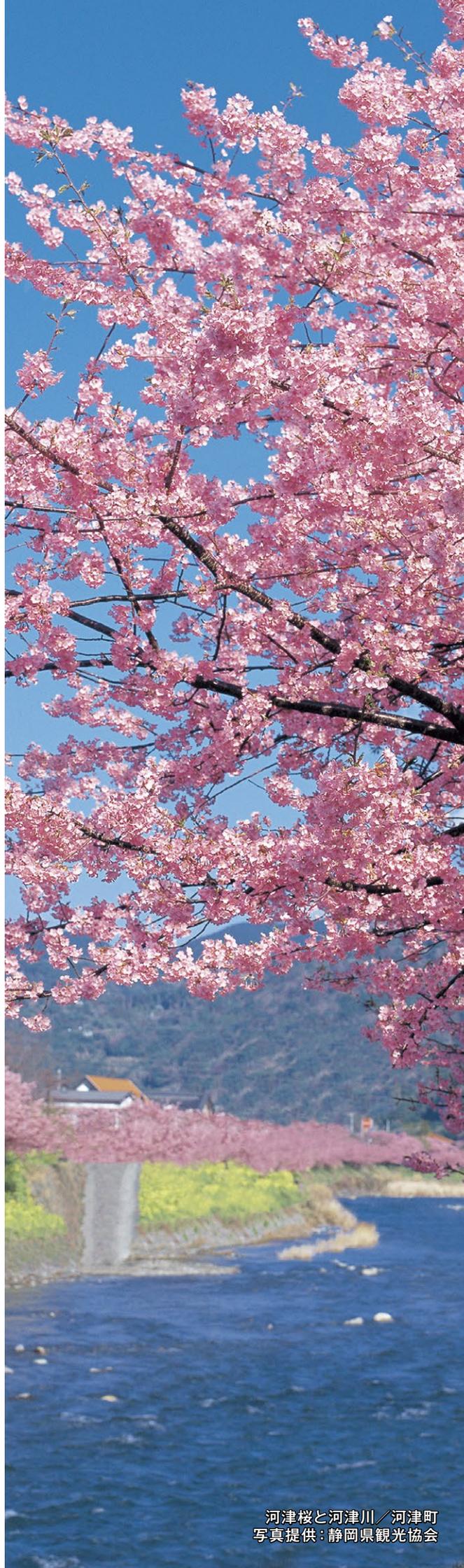
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp



鼎談

「調査結果と

成年後見制度のこれから」

本年度、成年後見制度に係る県内の実態把握調査を6テーマで実施いたしました。調査結果をもとに、聖隷クリストファー大学 教授 横尾美恵子、司法書士 西川浩之、社会福祉士 古井慶治の3氏に鼎談いただきました。(司会：生活支援部長 田辺光男)

調査テーマは以下のとおりで、本会ホームページに調査結果を掲載しています。

- ① 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査
- ② 日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度への要移行調査
- ③ 社会福祉協議会における法人後見実施状況調査
- ④ 専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査(対象：弁護士会、司法書士会、社会福祉士会)
- ⑤ 成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査(対象：市町行政)
- ⑥ 成年後見事件に関する実態把握調査(対象：家庭裁判所)

司会 県社会福祉協議会では、この度、権利擁護を必要とする方の実態把握調査を初めて行いました。このうち社会福祉施設・事業所を対象とした調査の回答率は五十・六%で、少なくとも二万二千人以上の方が権利擁護を必要としているといった状況が浮かび上がりました。

これまでも権利擁護に対するニーズは高まっているという指摘もされておりましたが、県内の具体的な数字が明らかになったというのは、今回が初めてだと思えます。



生活支援部長 田辺光男

まずは、本調査の実施と全体の分析にあたってご助言いただきました横尾先生に、調査結果を踏まえて所感をうかがいたいと思います。

横尾 「二万二千人以上」という数字は、私たち福祉専門職者が働いているところで必ず権利擁護を必要な人がいるということになります。それが現実的な数値で見えてきたということですが、非常に大きなことだと思います。

回答のデータを分析すると、様々なことが見えてきました。特に興味深かったのは、地域差ではなく、施設事業者によつて感度の違いが大きかったことです。本来、地域差はそれほど大きくならないはずですが、施設職員の方が必要性を感じ取れているかどうかの差だと思えます。特徴は記述回答に出ていて、障害の分野でしたら「親が管理しているから自分たちの管理することはない」とか、「認知症の方も家族が管理しているから自分たちはわからない」とか、「手続きの仕方がわからない」等、現実と違うような回答が多くあり、自分たちの支援と成年後見がつながっておらず、制度の理解も進んでいないということが回答の中から見えてきて、後見制度の周知・啓発をご本人、または家族に対してPRしたり、専門職に対する研修を徹底してやっていく必要があると感じました。

また、⑤の調査の結果から、行政の取組の温度差を感じました。首長申立てや利用支援制度についても、市町が取組や数に相当大きな開きがあり、成年後見制度をどう位置付けていくの

か、どのように二万二千人の人たちを市町・県行政が支援していくのかというところが、これからの課題になって来ています。既に、専門職後見人が不足してきていて、二万二千人を支えることができない状況の中で、市町行政、社協

または地域住民の人たちとどのようにこの制度をつくっていくかというのも、地域包括ケアシステム構築の一つのテーマにもなると思います。また、回答の中で『連携』というキーワードがよく出て

きているのですが、後見人自身とそこに関わっている福祉職の人たちの連携や、成年後見人に対する概念や、どう

いうものを成年後見人活動というのか、ということが、お互いの中で共通言語として理解が出来てこそ、そこから連

携ができ、ネットワーク化されていくのだと思うのですが、まだそのところも十分できて

いないというのが、改めて明らかになったかと思えます。
司会 行政も含め、関係者の意識の共有が重要だということですね。古井



聖隷クリストファー大学 教授 横尾美恵子

先生には、本年度の本会の成年後見に關する事業に御協力いただき、また、独立型社会福祉士として十人以上の方の受任をされていますが、それらのご経験を踏まえて、今回の調査結果で感じることをお聞かせください。

古井 ①の調査で成年後見制度等が必要な支援者の内訳が書かれていますが、この中で、「契約が理解できず

に利用が進まない」四千七十六人、「財産管理が不十分」千八百三十人、「虐待の被害を實際に受けている方」千二

百人と専門職が把握している状況のデータが出たことは、非常にインパクトがあると思います。少なくとも虐待を受けている千二百一人に関しては、

すぐにでも手続きが必要だということとは認識できると思います。そうは言っても、実際には様々な課題から手続きが進まないこともある

と思いますので、まずはこれらの数字をどのように捉えていくのか、ということから共通認識をもっていく必要があると考えています。
司会 今回の調査をきっかけに、取組が期待されるということですね。西川

先生にも、本年度の本会事業に様々な御協力をいただきました。調査結果の中で、特に専門職を対象にした調査についてご発言をお願いします。

西川 弁護士会、社会福祉士会、司法書士会、三団体のアンケート調査の結果を見ますと、『おおまかな傾向が

はつきり数字で出た』というところが、大きな収穫なのではないかと思えます。それぞれの団体で活動をしている

人数が出ていますが、弁護士人口は今後少し増え、受任可能な弁護士数に二〇三を掛けたぐらいの人数が、常時

受任出来る数ではないかと推測します。社会福祉士も勤務している方が圧倒的に多いので、やはり二〇三件が受任可能件数ということが、客観的に

言えるのではないかと思います。
司会 司法書士の場合、平均すると五〇六件の受任という状況ですので、受任可能司法書士数掛ける五〇六ぐらいの数が受任の限界だと考えられます。ちなみに、司法書士の人数は減少傾向にあり、成年後見を受任できる

らいなのか、掛ける五〇六なのかは議論の余地はありますが、おのずと上限は推定されるので、専門職だけでは後見制度が必要な人すべてを支えることができないということが明確にわ

かったということは、非常に大きな収穫だったと思います。
司会 受け皿の問題は今後の大きな課題だと思えます。今後の方向性や視点などをどのように考えられますか。

横尾 これだけのデータがありますので、今後は、福祉職の人たちが権利擁護について具体的に理解でき、具体例

を見いだしながら解決の道筋がイメージできるような研修会を作っていく必要性があると思います。質の向上なくしてはこの整理は進まないと思えます。

古井 自由記述を見ていて、本来、後見人というのは本人の代理人として支援していく役割なのですが、後見人が家族の代わりを強く求められることが多いという傾向が出ています。このことは、新たなニーズだと思えます。



司法書士 西川浩之

ひとり暮らしの方や家族と疎遠の方
が多くなってきた中で、後見人の権限
では関与できないようなところを、誰
がどうやってカバーしていくのかとい
うことは社会的な課題であると思いま
す。

西川 家庭裁判所の手続きというの
は、一般の人にも利用しやすいようにい
ろいろ配慮されているので、法律の専
門家からみると、『一般の人でも十分で
きるだろう』と思っていたのですが、や
はり専門家に頼らないと難しいと感
じているということを経験の調査で改
めて思いました。

成年後見制度は、どうしても難し
い制度という前提があつて、講演など
で本当に詳しいところを話そうとし
ても、伝えきれているかどうかからな
いというところがあります。
そうするとストレートな伝え方と
いうよりも、むしろ『成年後見制度を
使って、こんなところが良かった』とい
う形で伝えていったほうが分かりやす
いと思います。自由記述のところを見
ていると、そのあたりの実感があまり
事業所の方を感じ取れていない

ので、消極的な回答になっているのでは
と思います。

古井 西川先生に同感です。成年後
見制度は本人のための制度なのです
が、その本人が「良かったよ」とか、「こ
ういうところが守られたよ」という声
をあげにくいのです。本人にとつて、ど
のようなメリットがあるのかというこ
とを、きちんと集積して伝えていくこ
とも大事だと感じています。

司会 権利擁護の取り組みが地域に
根を下ろしていくために、こういった取
組が必要かご提言をいただけますか。
横尾 知的障害や精神障害の方でも
自分の生き方を考えられる人は多く
います。判断力が衰えた時に、自分が
どのような生き方をしていくのかを
事前に考える仕組みがこれからの地
域づくりの中では非常に大事だと思
います。

ひとり暮らし、高齢者一人だけ、ま
たは知的障害者と高齢の親だけとか、
そういう家庭が当たり前にある社会
の中で、自分自身の生き方も含めて、
早め早めに各市民が考えていくとい
うような意識改革や仕組みづくりが

今後必要になると思います。

古井 私も地域で支える必要性を
感じています。地域で支えるためには
住民の意識、施設などの事業所の役
割もあります。行政の役割も大き
いのです。

地域福祉活動を進める社会福祉協
議会が後見制度への取り組みを本気
で行うことで、地域がかなり変わつて
いくのではないかと考えています。

後見制度への対応だけでなく、地域
づくりにつながるという視点で、社会
福祉協議会の役割は、非常に大きいと
思いますし、期待をしています。

西川 法律家が成年後見制度を使
うというだけではなく、地域の方と
連携をして、地域で暮らしている方
の生活の質を向上させるような、様々な
活動を創っていくことがこれから必要
なのではないかと思っています。そのた
めにも、地域での住民・多職種連携を
作っていく役

割を社会福
祉協議会に
期待していま
す。市民後見



社会福祉士 古井慶治

の活動などもそういった観点から捉え
ていくと、いろんな広がりが出るので
はないかと、改めて感じました。

司会 最終的には、人づくり、地域づ
くりにつながるっていく話だと感じまし
た。社会福祉協議会に對しても、
その役割について、本当に大きな期待
をお寄せいただいたような気がいたし
ました。

※紙面の都合上、生活支援部で編
集しました。鼎談の全文はホームペー
ジに掲載しております。

お部屋のリフレッシュは **e-整活** へ!

お問い合わせください。

- 遺品整理
- リフォーム
- 清掃・特殊清掃
- 不動産・自動車の売買取次
- リサイクル品の買取
- 不用品片付け・移動のお手伝い

遺品整理 岩本商店

県内全域 サポート!

054-247-1879

株式会社 岩本商店

CM放送中

いつでも・誰でも・気軽に通える居場所づくりを目指して

～焼津市社会福祉協議会の取組～

昨年12月に「居場所づくりに向けたリーダー養成講座」を開催しました。

開催地域として選定したのは、焼津市の東側に位置し山海を抱える3自治会で構成される東益津地区です。

この地域は、人口約1万人、人口の流動も少ないことから、市内でも昔ながらの地域のつながりや地域活動が残されている地区といえます。

しかし、地域のつながりや地域活動が行われてはいるが、市内でも高い高齢化地域であり、そこから生じる問題・課題もありました。

東益津地区地域福祉推進委員会（地区社協）に、地域の状況を伺うと、具体的な課題の一つ「住民が高齢となり地域活動にも参加がままならなくなったり、ひきこもりがちの方たちの地域離れ、支え手の高齢化」があげられました。

本会は、その課題を解決する一つのツールとして、身近な所での地域参加・生きがいづくりの場、誰でも参加できプログラムも場所も自由に行える活動の場、支える人・支えられる人との関係がない「居場所」の立ち上げを検討することとしました。

そこで、まずは、東益津地区地域福祉推進委員会の委員長に、「居場所」の趣旨と焼津市社協の思いを伝え、「居場所」づくりの指定地区としての了解と、地域住民に「居場所」を知ってもらうための講座の開催についてご検討いただきました。

そして、委員会の了承を得て、「居場所づくりに向けたリーダー養成講座」を開催することとなりました。

今回の講座の目的は、地域でさまざまな活動をされているリーダー的な存在の方々に「居場所」を知ってもらうことでした。

講座は、全2回の日程で、自治会関係者・地域福祉推進委員・高齢者サロンボランティアなど、普段地域活動に関わる29人が受講されました。

1日目は、愛知教育大学増田樹郎教授にアドバイザーとしてお越しいただき「居場所」の理解、実践者の活動者紹介や座談会などの座学を行い、2日目は「私たちが立ち上げるならこんな居場所」と題し「夢の居場所立ち上げ企画」をグループワークとして行いました。

グループワークでは、1日目の座学で知っていただいた「居場所」を各々がイメージされ、自由な発言・発想が数多く出ました。

誰もが参加し易いように無料で利用できる「居場所」、プログラムを決めずに好きなことを自由にできる「居場所」などなど。

その発言にうなずきや笑いあう声が聞かれ、会場はそれ自体が居場所のような暖かな雰囲気となっていました。

講座終了後「居場所」づくりに対する前向きな意見が多く出されており、講座の目的が達成されたと感じています。

本格的な立ち上げに向け、これから地域が動き出すこととなります。

地域福祉事業の推進は、実際に必要とする地域の方たちと協働し行われるものです。

東益津地区と社協が協働して、「居場所」の立ち上げを進めていき、この「居場所」が焼津市内各所に広がることを想い、今後も取り組んでいきたいと考えます。

(文責：焼津市社会福祉協議会 地域づくり課 豊泉)



NPO・ボランティア団体紹介

平成26年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた53団体の中から、今回は「子育て支援実践交流会助成事業」の受賞団体の活動を紹介します。



「NPO法人 子育てサークルネットしずおか」(静岡市)

「NPO法人子育てサークルネットしずおか」は、静岡市にある子育てサークルメンバーの代表者たちが互いの交流を図ろうと平成12年に発足した団体です。主に、子育てサークル間の交流やサポート、子育て中の親支援講座などを行っています。

また、静岡市と共催で実施している、乳児親子と中学生の世代間交流を目的とした「ふれあい交流事業」も6年目を迎えました。

本会の助成は、「NPO法人子育てサークルネットしずおか」と同様、子育て中の親支援やチャリティー活動などを行っている「NPO法人place of peace」と共催し、不登校や発達障害などの子どもの悩みを抱えた家庭を支援する「学童期・思春期の子ども支援者ネットワーク事業」に活用されます。

この事業では、支援団体が、情報交換や意見交換をとおして、お互いの活動を知り、連携・協力体制を構築することで、子どもの発達過程に応じた幅広い支援が可能になることが期待されています。

3月には、支援団体のネットワーク構築を図る機会として開催する【こどもの支援者間の交流・情報交換会】や【発達障がい・不登校・ひきこもり等の子ども支援者ネットワークマップ】の発行を予定しています。支援者マップには、乳幼児期・学童期・思春期・青年期の子どもの支援を行うNPO団体や、フリースクール・教育機関などの情報が掲載されています。

今後も、『支援を必要としている家庭に適切な情報を届けるため、より充実した支援者間のネットワーク構築を図りたい』と、目標を掲げる姿に目が離せません!!

「こどもの支援者間の交流・情報交換会」

日時 平成27年3月25日(水) 午前9時45分～

場所 健康文化交流館「来・て・こ」(静岡市)

主催 NPO法人子育てサークルネットしずおか/NPO法人place of peace



お問い合わせ先

NPO法人子育てサークルネット
しずおか事務局(担当/稲木)

TEL 054-374-3154

E-mail kk@peer-school.com

★交流会の開催や子ども支援者マップの詳細については、お電話かメールでお問い合わせください。

～利用者本位のサービス提供のために～

福祉サービス第三者評価を活用しませんか？

第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業者のより一層の「サービスの質の向上」を目指し、併せて、利用者の「適切なサービス選択に必要な情報提供」を目的としています。

これまでに本会では、県内の保育所、特別養護老人ホーム等、190か所(平成26年3月末現在)の第三者評価を実施しています。

第三者評価事業の実施を通して、全ての職員が関わることにより、問題意識の共有と、より利用者に満足していただける福祉サービスを追求することができます。また、評価結果を公表することで、これまで以上に利用者、家族等からの信頼を得られることができます。

公表結果は、県や県社協のHPで、確認することができます。

ホームページアドレス <http://www.shizuoka-wel.jp/trouble/estimate/>

本年度から「訪問介護事業所」と「通所介護事業所」が評価対象に加わりました。

《受審費用》・保育所(30万円)・特養(40万円)・障害者支援施設(30～40万円)・訪問、通所介護(30万円)他

※受審事業所は、「民間社会福祉施設運営基金助成金」を受けることができます。

☆相談・問い合わせ先☆

地域福祉課 TEL:054-221-1811 mail:hyouka@shizuoka-wel.jp

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成 27 年 4 月・5 月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み『WEB サービス』(会員対象)を御利用ください! →WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/>

研修 NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師
1	新任職員研修I (中部1)(中部2)	中部1: 5/14~15 中部2: 5/28~29	シズウエル	社会福祉施設等の新規採用者及び経験年数2年未満の方	社会福祉事業従事者に必要な福祉の基礎知識及び社会人・組織人に求められる意識、ルール、マナーなどの習得 講師:福祉職員生涯研修課程指導者
3	中堅職員研修I (中部)	4/23~24	シズウエル	社会福祉施設等の経験年数が2年以上で、係長・主任等の役職にない方	中堅職員に必要とされる社会福祉の動向や利用者サービスの基本原則並びに業務管理サイクルの基本などの習得 講師:福祉職員生涯研修課程指導者
19	人事考課・評価講座	5/20	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する管理監督クラスの方	職員の能力を更に活かすため、人材育成の観点から人事考課・評価の考え方を学ぶ 講師:株式会社話し方教育センター 橋本 武 氏
55	認知症の人のためのレクリエーション	5/21	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	認知症の方のためのレクリエーションの知識と技術の習得 講師:(福)興寿会 教育実践研修センター 認知症介護レクリエーション実践研究センター所長代理 尾波 順子 氏
90	コンプライアンス講座	5/13	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	福祉従事者が最低限備えておくべき、コンプライアンスの基礎的知識・技能の習得 講師:ふるい後見事務所 古井 慶治 氏
93	コミュニケーション技法講座(基礎編)①②	①5/12 ②5/22	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	福祉従事者を対象としたコミュニケーション技法の習得 講師:昭和大学 保健医療学部 講師 大谷 佳子 氏 ※①と②は同じ内容です
95	接遇・マナー講座(基礎編) (中部・東部)	中部:4/27 シズウエル 東部:5/19 三島商工会議所 (西部地区は6/5開催予定)	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	福祉従事者に求められる基本的な接遇・マナーの習得 講師:コミュニケーションハウス 代表 坂倉 裕子 氏

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします!

kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2 か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

詳細は研修課までお問い合わせください。 問い合わせ先:福祉人材部 研修課 電話 **054-271-2174**

カーテン・リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。
欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです



カーペットタイル・リース&クリーニング

カーペット洗淨機

カーペットタイルをリースで導入、月々は小さな負担でも静かで豪華な雰囲気と安全性はイメージアップに大きく貢献します! メンテナンス付でいつでもきれいです!

御施設のご要望にお応えした独自の技術力 株式会社三ナワ
でお役に立つサービスを提供します。

静岡市葵区産女1060番地の1
☎054-295-9002 Fax054-295-9003

ロールスクリーンクリーニング

独自洗淨方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。
洗淨から乾燥迄、短時間で
行い、リースも可能に
ブラインドもOK



学校の舞台幕(緞帳)

当社独自の舞台幕メンテナンスです「大変お喜び頂いています」
ご注文の時期が集中します。御早めに予約願います。



転倒防止の滑り止め

玄関、浴室、厨房等、濡れると滑る場所に最適。
ご心配を安心に変えて頂くために...
※素足用・土足用がございます。





ありがとうございました

県社協への寄附金

✿ 静岡県行政書士会様から本会（一般寄附金）へ
100,000円の寄附をいただきました。（2月4日）

社会福祉しずおか 広告募集 広告を掲載して、イメージアップ、顧客アップを図りませんか？

掲載紙名	機関紙「社会福祉しずおか」	掲載回数	年1回～毎月（10月を除く）まで。御希望に合った掲載をお選びいただけます。
発行	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	サイズ	3タイプのサイズを御用意しております。（御予算に合ったサイズをお選びいただけます。詳細についてはお問い合わせください）
発行部数	毎月約11,300部発行		
配布数	本会会員（県内福祉施設、団体、民生委員児童委員、企業など）、県内小中高高等学校など		

◎ 問合せ先 ◎
静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課
☎ 054-254-5224

平成26年度

ボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

ボランティア活動保険

全国200万人加入！！

<http://www.fukushihoken.co.jp>

補償金額（保険金額）		年間保険料		
保険金の種類	プラン	タイプ	プラン	
	Aプラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	

年間保険料

タイプ	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	300円	450円
天災タイプ* (基本タイプ+地震・噴火・津波)	460円	690円

保険金をお支払いする主な例

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこぼした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

● お申込み、詳しい内容のお問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 <small>〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社</small> <small>TEL: 03(3593)6245</small>	取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス <small>〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F</small> <small>TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763</small> <small>受付時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）</small> <small>この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。</small>
--	--